

## 大和市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年1月31日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査対象 議会事務局
- 2 監査対象期間 平成31年3月～令和元年12月
- 3 監査年月日 令和2年1月31日
- 4 監査の方法 この監査は、議会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。  
  
なお、議員選出の古谷田力監査委員は、議員活動に直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。  
  
(1) 予算執行に関する事務  
(2) 交際費の経理に関する事務  
(3) 期末手当支給に関する事務  
(4) 補助金交付に関する事務  
(5) 備品管理に関する事務  
(6) 契約に関する事務  
(7) 収入調定に関する事務
- 5 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。